

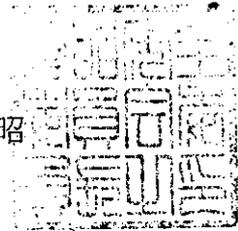


府食第452号
平成16年4月8日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成16年4月5日付け厚生労働省発食安第0405016号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、次のとおり回答します。

記

以下の場合には、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正し、添加物の規格基準に規定される標準品を別添のとおり改める場合。

(別添)

1. タール色素標準品 12 品目について、「国立医薬品食品衛生研究所標準品」から「別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品」に改める。

食用赤色 2 号標準品、食用赤色 3 号標準品、食用赤色 40 号標準品、食用赤色 102 号標準品、食用赤色 104 号標準品、食用赤色 105 号標準品、食用赤色 106 号標準品、食用黄色 4 号標準品、食用黄色 5 号標準品、食用緑色 3 号標準品、食用青色 1 号標準品、食用青色 2 号標準品

2. キシリトール標準品について、「食品添加物公定書標準品」から「別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品」に改める。

3. チアミン塩酸塩標準品、ニコチン酸アミド標準品及びリボフラビン標準品について、「国立医薬品食品衛生研究所標準品」から「日本薬局方標準品」に改める。